

訪問看護料金表・医療保険（西暦 2024 年 6 月 1 日現在）

※各保険により、療養費の 1～3 割負担、公費医療制度が適応されます

●自己負担額

項 目			料 金	利用者負担額		
				1 割	2 割	3 割
訪問看護基本療養費 1	週 3 日まで		5,550	555	1,110	1,655
		准	5,050	505	1,010	1,515
	週 4 日以降		6,550	655	1,310	1,965
		准	6,050	605	1,210	1,815
訪問看護基本療養費 2 同一建物居住者	週 3 日まで		2,780	278	556	834
		准	2,530	253	506	759
	週 4 日以降		3,280	328	656	984
		准	3,030	303	606	909
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、人工肛門や人工膀胱の専門研修を受けた看護師による場合の訪問看護基本療養費（月 1 回）			12,850	1285	2,570	3,855
訪問看護基本療養費 3	入院中外泊時における訪問		8,500	850	1,700	2,550
訪問看護管理療養費	月の初日・1 回のみ		7,670	767	1,534	2,301
	月の 2 日目以降・1 日につき	イ	3,000	300	600	900
		ロ	2,500	250	500	750

①訪問看護基本療養費・管理療養費

●加算

項 目			料金	利用者負担			
				1 割	2 割	3 割	
☆1	夜間・早朝訪問看護加算	夜間 18 時～22 時・早朝 6 時～8 時	2,100	210	420	630	
☆2	深夜訪問看護加算	深夜 22 時～6 時	4,200	420	840	1,260	
☆3	24 時間対応体制加算（1 月につき）		6,520	652	1,304	1,956	
☆4	緊急時訪問看護加算（1 回につき）		2,650	265	530	795	
☆5	特別管理加算 1（1 月につき）		5,000	500	1000	1,500	
☆6	特別管理加算 2（1 月につき）		2,500	250	500	750	
☆7	長時間訪問看護加算（週 1 回、疾患や状態により 3 回まで）		5,200	520	1,040	1,560	
☆8	難病等複数回訪問看護加算	1 日 2 回まで	4,500	450	900	1,350	
		1 日 3 回以上	8,000	800	1,600	2,400	
☆9	複数名訪問看護加算 ①②は週 1 回のみ ③は週 3～7 日まで可 ※条件により異なる	①看護師 2 人	4,500	450	900	1,350	
		②看護師と准看護師	3,800	380	760	1,140	
		③看護職員と看護補助者	1 回/日	3,000	300	600	900
			2 回/日	6,000	600	1,200	1,800
			3 回/日	10,000	1,000	2,000	3,000

☆10 訪問看護ターミナルケア療養費 1	25,000	2,500	5,000	7,500
☆11 訪問看護ターミナルケア療養費 2	10,000	1,000	2,000	3,000
☆12 退院時共同指導加算（入院中 1 回、疾患により 2 回まで）	8,000	800	1,600	2,400
☆13 特別管理指導加算	2,000	200	400	600
☆14 退院支援指導加算	6,000	600	1,200	1,800
☆15 在宅患者連携指導加算（月に 1 回）	3,000	300	600	1,200
☆16 在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月に 2 回まで）	2,000	200	400	600
☆17 看護・介護職員連携強化加算（月に 1 回）	2,500	250	500	750
☆18 訪問看護医療 DX 情報活用加算（月に 1 回）	50	5	10	15

②加算について

☆1 夜間・早朝訪問看護加算

ご利用者又はご家族の求めに応じ、夜間 18 時～22 時・早朝 6 時～8 時の時間帯に訪問看護を行った場合に、それぞれの加算を 1 日に 1 回ずつ算定します。

☆2 深夜訪問看護加算

ご利用者又はご家族の求めに応じ、深夜 22 時～6 時の時間帯に訪問看護を行った場合に、1 日に 1 回算定します。

☆3 24 時間対応体制加算

24 時間看護師への電話連絡が可能で必要時には休日や時間外でも緊急訪問をし、その際には、所要時間に応じた料金を算定します。契約をいただく方には、専用の電話番号をお知らせいたします。

☆4 緊急時訪問看護加算

ご利用者やご家族の希望で、診療所や在宅支援病院の指示により緊急訪問を行った場合の算定できる加算です。主治医が対応しない夜間等において、連携する医療機関の指示で緊急訪問した場合にも算定できます。

☆5 特別管理加算 1

在宅悪腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態の場合に算定します。

☆6 特別管理加算 2

在宅腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門、人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡がある状態、点滴を 3 日以上行う必要があると認められた方に算定します。

☆7 長時間訪問看護加算

特別訪問看護指示書に係わる訪問看護を受けている方、特別管理加算を算定している方に対し 90 分以上の訪問を行った場合に算定します。上限は 2 時間までとします。

☆8 難病等複数回訪問看護加算

厚生労働大臣の定める疾患の方や、特別訪問看護指示書が発行された方に対し必要に応じて 1 日に 2 回又は 3 回以上訪問看護を実施した際に算定します。訪問と訪問の間隔は 2 時間以上空けます。（緊急時を除く）

☆9 複数名訪問看護加算（下記の方が対象になり、ご利用者又はご家族の同意を得て算定します）

①利用者の身体的理由（体が重いなど）により、1 人の看護師等による看護提供が困難と認められる場合

②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

③その他利用者の状態から判断して①又は②に準ずると認められた場合

☆10 訪問看護ターミナルケア加算 1・☆11 訪問看護ターミナルケア加算 2

ターミナルケアとはご自宅で終末期を過ごしたいとお考えの方に、人生の残り時間を自分らしく過ごし、安心して最期を迎えられるよう援助する事が目的です。病気の症状などによる苦痛や不快感の緩和、精神的な平穏や残された生活の充実を優先させるケアです。そのために、看護体制や他職種連携を強化する必要があり、それに対応するために算定します。

加算 1 は在宅で亡くなられたご利用者、加算 2 は特別養護老人ホーム等の施設側で看取り看護加算を算定した場合のご利用者対象になります。

☆12 退院時共同指導加算

病院や介護老人保健施設に入院・入所中の方が退院又は退所するにあたって、訪問看護師が病院や施設に出向き、医師や看護師等と共同して、居宅における療養上の必要な指導を行った場合に算定します。

☆13 特別管理指導加算

厚生労働大臣の定める状態にあるご利用者が退院する際に退院時共同指導加算と合わせて算定できる加算です。

☆14 退院支援指導加算

厚生労働大臣の定める疾患等、厚生労働大臣の定める状態にあるご利用者が、医療機関から退院した日に看護師が療養上の指導を行った場合に算定します。

☆15 在宅患者連携指導加算

訪問診療を行っている保険医療機関を含め、歯科訪問診療又は訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と月 2 回以上文書等により情報共有すると共に必要な指導を行った場合に算定します。

☆16 在宅患者緊急時等カンファレンス加算

ご利用者の状態が急に変化した場合や治療方針の変更に伴い医療機関の医師により開催されたカンファレンスに訪問看護ステーションの看護師等が参加し共同でご利用者やご家族に指導を行った場合に算定します。

☆17 看護・介護職員連携強化加算

介護職員等に医師の指示の下、痰の吸引などの業務を看護師又は准看護師が支援した場合に算定します。

☆18 訪問看護医療 DX 情報活用加算

マイナンバーカード保険証にてオンライン資格確認を行った場合に算定致します。

●その他の利用料

項 目	自己負担
死後の処置 税込み	10,000 円
複写物の交付 1 枚 税込み	20 円